

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財 平国債き務省人向省告 成の令第告示第 三十発行三國債第 一年条件十百 四年件等十八發行十 月九月三月三月 等号等号等号等号 財務大臣麻生太郎
初利發發期率行行利価日子格	振額最低額面金	用振の法發號名稱及 等替條律項及法 適之根及 そ拠記	一百額の定以律社 万四面振の下へ平成 円十金替適「平成 七額機用振 万で関を替 円二は受法 百日受け 七本るも 十銀も 六行のと 億とし。 九する 千する、 六。そ規
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し三・金三。整載法 を、十〇額十數又の 支次一五百一倍は規 払の年パ円年の記定 う算九丨に三金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だより五ト百五よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社 万四面振の下へ平成 円十金替適「平成 七額機用振 万で関を替 円二は受法 百日受け 七本るも 十銀も 六行のと 億とし。 九する 千する、 六。そ規	一百額の定以律社 万四面振の下へ平成 円十金替適「平成 七額機用振 万で関を替 円二は受法 百日受け 七本るも 十銀も 六行のと 億とし。 九する 千する、 六。そ規	一百額の定以律社 万四面振の下へ平成 円十金替適「平成 七額機用振 万で関を替 円二は受法 百日受け 七本るも 十銀も 六行のと 億とし。 九する 千する、 六。そ規

十一

十六  
十五  
十四  
十三  
十二

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

期が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十二号において規定  
する期日について同じ。）。

額面金額 ×  $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年三月十五日及び九月十五日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

(一) 式 次う二年三月十五日から  
までの間の場合にまことに、その買  
取りは、支店又は平成三月十五日  
までの区分に応じ、それぞれの買  
取り額とおいて算定する。

日本銀行の買取りは、平成三月十五日  
までの買取額百円につき五百円  
の中途換金額である。

中日平成三十一年三月十五日  
の買取りは、平成三十一年三月十五日  
の買取額百円につき五百円の  
中途換金額である。

日本銀行の買取りは、平成三十一年三月十五日  
までの買取額百円につき五百円の  
中途換金額である。

(二) 平成三十一年九月十五日以後に相当する  
額面金額 + 経過利子に相当する  
金額 ×  $\frac{79.685}{100} + \text{第二期利子}$   
に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$ )

後の場合  
額面金額 + 経過利子に相当す  
る金額 - 利子に相当する金額  
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す  
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法等の一項に規定す  
 成すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法等の一項に規定す  
 三るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第  
 十一年九月十五日か  
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたの受益者扶養信託契約の一部を改受  
 式次る中あ、當、る二域若つ条法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受  
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十  
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受  
 分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受  
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条の者の  
 出応、請當二けにわ律、合該一七治市町相。者の  
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。扶四改受  
 た、のす個三債かる百害と又の（）（）村続（）扶四改受

元利金支  
払場所

(二) 平成三十一年三月十五日以前の毎回の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利息)

平成三十一年九月十五日以前の場合の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額